地方独立行政法人長野県立病院機構業務方法書の変更について

1 改正の理由

現行の定款を改正し、第17条に看護師養成所の名称等を追加したことに伴い、業務の範囲を定めた第17条を第18条に変更したため、業務方法書の所要の改正を行う。

2 改正の内容

改正案	現行		
(法人の行う業務)	(法人の行う業務)		
第3条 法人は、地方独立行政法人長野	第3条 法人は、地方独立行政法人長野		
県立病院機構定款(以下「定款」とい	県立病院機構定款(以下「定款」とい		
う) <u>第 18 条</u> に規定する業務を行うも	う) <u>第 17 条</u> に規定する業務を行うも		
のとする。	のとする。		

3 認可期日

定款変更の日

<参考>

○ 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の 認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(法第22条①)

○ 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。 (法第22条③)

平成25年(2013年)9月4日

長野県知事 阿部 守一 様

音見

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会 委員長 小宮山 淳

意 見 書

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務方法書の変更について、地方独立行政法 人法(平成15年法律第118号)第22条第3項の規定による地方独立行政法人長野県 立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

,0,,0			
7	 	 	
!			
i			
!			
i i			
!			
:			
!			
:			
i			